

第24号議案

加東市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定の件

加東市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年3月1日提出

加東市長 安田正義

加東市条例第 号

加東市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

加東市消防団員等公務災害補償条例（平成18年加東市条例第91号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項ただし書を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に担保に供している傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利については、なお従前の例による。

第24号議案 要旨

加東市消防団員等公務災害補償条例の一部改正（要旨）

1 改正理由

年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和2年法律第40号）が公布され、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律（昭和31年法律第107号）の一部が改正されることに伴い、所要の改正を行うものである。

2 改正内容

消防団員等公務災害補償を受ける権利を担保とする特例を削除すること。（第3条関係）

3 施行期日 令和4年4月1日

新 旧 対 照 表

現 行	改 正 案
(損害補償を受ける権利) 第2条 (略) 第3条 (略) 2 損害補償を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押 さえることはできない。 <u>ただし、傷病補償年金又は年金である障</u> <u>害補償若しくは遺族補償を受ける権利を株式会社日本政策金融公</u> <u>庫又は沖縄振興開発金融公庫に担保に供する場合は、この限りで</u> <u>ない。</u>	(損害補償を受ける権利) 第2条 (略) 第3条 (略) 2 損害補償を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押 さえることはできない。